

日本伝道の前提

—神社非宗教論をめぐる課題を中心に—

西川重則

一

日本伝道が緊急の課題であることは論を待たないであろう。そこでようの主題に即した発題が求められていると思われるが、私はあえてその期待に直接応えることをしないことを、まず最初にお断わりしたい。

その理由の第一は、去る四月二十七日に、靖国神社法案が五たび議員立法で国会に提出されたこと。このこと自体キリスト教伝道の脆弱さを如実に現わしている。日本の精神風土との真正面からの対決をしなかつた教会に一班の責任があることは言うまでもなかろう。その第二は、今に至るもキリスト者がこの靖国神社法案に足並揃えて反対できない現状にあること、そしてその大きな理由として、私たち自身が、後で触れる「神社非宗教論」に関わる課題を、今日においてもなお十分には克服し得ていないこと。従って、キリスト者がキリスト者であること、キリスト教がキリスト教であることの要件を、この課題を学ぶことによって具備するのに少しでも役立つのではないか。そし

てそのことは取りも直さず、福音伝道の主体者である私たちの姿勢が改めて根本的に問いかれてくること。つまり「神社非宗教論」の問題性を浮彫りにすることによって、日本伝道の前提としての不可避の課題の一つを改めてあらわにさせ、過去に犯したキリスト教界の拭うことの出来ない罪が何であつたか、またその結果が今日の私たちにどのような影響を与えているかを知るに至るであろうこと。そして、第三に、この厳しい自己への問い合わせと批判なしには、現代における福音伝道の根本課題は未解決のまま今後も放擲されることは免れないであろうということ。そして何よりも、私たちが批判の対象としているはずの神道的思惟構造に私たち自身が埋没したままで、彼らと同じ無責任な姿勢を今後も執らざるを得ないと思われる。そうしたいくつかの理由から、私はこの課題をあえて選んだわけである。

なぜこのようなことをあえて言わねばならないのか、多くの方は不思議に思われるかも知れない。そこで最初に、キリスト者、非キリスト者を問わず、私たち日本人がいかに非歴史形成的な、歴史に責任を負おうとしない国民であるかについて述べよう。

去る一九七一年十月における天皇訪欧の折に、私たち日本人が欧米人から「『日時計』のように日のあたる時しか記録しな

い」民族であり、「美しい」とに敏感でありながら、醜いことに鈍感な日本人」と批判されたことがある。しかし率直に言って、ヨーロッパ人から、私たちが都合の悪い事柄については記録を拒む国民であると指摘されても、抗弁は出来ないのでないか。いつさいを「水に流し」「忘れ」て顧みない民族は同時に、二十数年にして容易に、古き日本回帰を指向する民族であることは、私たち自身が誰よりもよく知っている事柄であるから。これを他民族たとえばイスラエル民族と比較して見よう。

彼らが「忘れる」とことの反意語としての「覚える」という言葉をどんなに真剣に考えたかは、B・S・チャイルズの『イスラエルにおける記憶と伝統』に明らかであるが、たとえば彼らが「覚える」の語根^{Zk}の意味を「突き刺す」とか「突き通す」という意味にとらえ、「イスラエル人にとって『覚える』といふことは、たんに事物の客観的な印象やイメージを心にたくわえる」ことではなく、自己の存在を過去の出来事に結びつけ、そのことによって逆に現在と未来における生き方に影響を与えることをやくんでいる」と言わせること自体、両民族の思惟構造の顕著な相違がよく現われていると思われる(戸村政博編著『靖国問題と戦争責任』「V資料」および「II／3日本文化の問題」参照)。

以上の「忘れる民族性」に統じて、さらに第二に、「論争を回避する」国民性について述べねばならない。古来日本人は、言舉げせぬことをもって誇りとする一面があるが、これはあら

ゆる場合に必ずしも益となつたわけではない。否、むしろ、主張すべきことを堂々と主張することのない習性は、真理の戦いを必要とする重要な場面において、最後まで断固として戦うことをしない悪弊となつて現われたことは、左の一文に指摘されている通りである。すなわち、多年日本人を養い育てて今やわれらの肉となり血となつている……われらの気づかざる仏教汎神論的世界觀、すなわちこの世において善惡の標準の判然せざること、生死を賭してまで正義を主張せんとして争いをなしえざること、またこれを好まざるものと……(矢内昭二編『改革派教会の神学的戦い』、常葉隆興「『改革派世界』創刊に際して」参照)。

ともあれ、私たち日本人は、以上のような弱点を克服し得ないままに、戦前・戦中の「歴史の教訓」を戦後の今日の時点において、深く学びかつ生かす努力を徹底的にはしていない憾みがあるわけである。このことは、先に挙げた天皇訪欧を契機として、改めて私たちに気づかされた。いわゆる戦争責任論の再燃である。しかしこれでも私は、この重大な課題がまたしても、一時の流行以上には出ない現象、すなわち、戦争責任論で終わる傾向のあることを指摘せざるを得ない。なぜそののか。根本的問題はいったい何であろうか。このことをめぐる課題は極めて重要であるが、ここではその詳細は他に譲り、私は今日にあつてなおこの「非歴史形成的」「無責任」な発想を最も具体的に示している素材の一つとして、『神社非宗教論』に焦

点をしづくり、解明の糸口を探つて見たいと思う。

二

さて、「神社非宗教論」が明治時代から日本人に及ぼした影響は、想像を絶するほど深く、その傷痕は今日に至るもなおなまなましく残っているだけに、私たちにとって絶対に無関心ではおれない問題である。

これは、一言で尽すことは困難だが、要するに、法制上、明治政府が、「明治十五年の内務省達第一号に依り神社神道と宗教神道の分離をはかり、神社神道の宗教性を否定し、国民一般の精神的基盤の養成にこれを役立てる役割を試みた」宗教行政であった（津地鎮祭違憲訴訟を守る会編『津地鎮祭違憲訴訟』、熊本信夫「憲法二〇条三項にいう宗教的活動の意」参照）。（編者注 明治十五年は一八八二年）

爾来、一九四五年の敗戦に至る長き期間にわたり、神社神道は、いわゆる国家神道として、すなわち、國家の祭祀としての神社として、日本国民のすべてが崇敬すべき対象となり、主を信ずる民が筆舌に尽しがたい苦渋を嘗めるところとなつたことは周知の事実である。『祭祀は公事、信仰は私事』という公理が国民の間に定着するにつれ、さまざま問題が頻発したが、中でも私たちプロテスタンの立場から絶対に忘れることの出来ない事件、すなわち昭和十三年六月二十九日から三日

間、日本キリスト教会大会議長富田満氏が、平壌において、次のような発言をもって、韓国キリスト者の信仰と良心を苦しめた日本人キリスト者の罪は、その及ぼした影響の大きさの故に絶対に忘れる出来ない一大汚点であろう。富田満氏は次のように強要したのである。

任「資料」の部参照）。

私たちは、神社参拝を強要したこの理論が、日本人のみならず、隣国のキリスト者にまで適用された事実を驚き悼むとともに、すでにこの発想が当時多くのキリスト者に何の疑問をも抱かせないほどに浸透していたことを知らねばならない。「宗教に紛はしき祖先崇拜とは何をいふのですか、靖国神社に参詣する事は、悪くないでせう、兎に角日本の基督教者の狭量にしてびくびく者の多いのに寧ろ驚きます」（久保田収『神道指令の超克』所収、内ヶ崎作三郎『基督教世界』一七三一号参照）といふ言辞が堂々と、キリスト教界で発言されているのである。

しかし更に、私たちは、『たといそうでなくても』の中に、

著者安利淑女史と山室軍平中将との間に、次のような対話がな

されているのを知つて、女史が何の目的で来日されたかを考える時、その深刻さがよく理解できるであろう。

「中将閣下は、クリスチヤンとして神社へ行つて最敬礼をす

ることを、どのようにお考えでございましょうか？」

私がいつたことが分つたらしく、彼はすぐ答えた。

「なんと思つて見たことはありません。」

私の言葉におどろいた。

「それなら中将は、クリスチヤンが日本の神道の神を拝んでも罪にならないとおっしゃるのでしょうか？」

「はい。」
と彼ははつきりと答えた。……

そこで安女史は、次のような思いに包まれて、じいっと彼を見守るのである。

「もしクリスチヤンが、クリスチヤンでない人たちと同じようにしていたら、クリスチヤンと不信者となんの違いがあるだろうか、理由をつけて、なんでも不信者たちのすることをなんとも思わないでするのが罪悪でなかつたら、なんのためにクリスチヤンになる必要があるのか」と。

ところで、以上のような驚くべき信仰内容を常識化した論理こそ、まさに「神社非宗教論」であり、それを国民の間に定着させたものこそ、神權天皇制国家の宗教行政であったと断言することが出来よう。そして具体的には神社神道における最高の祭主権を持つ、道統の継承者たる天皇信仰となつて現われたのである。

このことを、アメリカの神学者R・B・カイパーは、次のよ

うに記している。簡にして的確に事の本質を言い表わしているので、ここで引用して見よう。

第二次世界大戦に敗れるまで、日本の政府は、キリスト教を排斥しないで、ただ天皇礼拝をクリスチヤン国民に要求しました（『聖書の教会観——キリストの栄光のからだ』、第四十一章「世からの分離」参照）。

そして多くの先輩を始め無数の人が、天皇信仰の犠牲となり、屈従と恥辱の歩みを余儀なくされた事実は、今日無数の資料が私たちに示している。あの膨大な特高資料の『戦時下のキリスト教運動』ですら、それらの資料のほんの一部に過ぎないくらいである。ともあれ、「戦時中基督教會までその病弊をまぬかれえざりし神道的偶像的なわら国家至上主義、宮城遙拝主義に頭われた偶像教である。われらはかかるものの發して来る日本人の心の奥にあるものと闘わねばならぬ」という言葉は、戦時の苦悩を吐露しての述懐であるが、このキリスト者の信仰から出た戦いの姿勢は今日の時点において再確認されねばならない基本姿勢であろう（前掲書、矢内昭二編『改革派世界』創刊に際して」参照）。

三

それでは、「日本人の心の奥にあるもの」とどのように戦うべきであろうか。この課題こそ日本伝道の根本問題に関わるもの

のであると確信する。しかし私はここで、この課題を探究するためにはお留意すべきこととして、地味な日本歴史、とくに明治時代以降の学びが絶対に必要であるということを指摘したい。そしてより直接的には、法と宗教との関わりを歴史的にあらわすとする作業が不可欠であると思う。端的にそれらの典型として左の事実を例証しよう。

が、宗教界に国家への奉仕を強いる道具として、悪名高き宗教団体法を制定した際、キリスト教界からほとんどそれに対する反対の声が起らなかつたということ、いな反対どころか、宗教団体法第一条に、「基督教」の三字が挿入されたことを満足の意をもつて迎える様すら見られたということである。国家神道である「神社神道」がその枠の外にあることが持つてゐる問題性を鋭く見抜くことなどほとんど不可能な状態であつたといふことの端的な現われと言うべきだろうか。

ちなみに、その第一条を記せば、「本法ニ於テ宗教団体トハ
神道教派、仏教宗派及ビ基督教其ノ他ノ宗教ノ教団」云々とあ
る。この宗教団体法が神社・神道を適用の外に置いたことが、当
時の政治状勢から見て、いかにその悪弊を一般国民に及ぼした
かはここに繰り返す必要はないであろう。とにかく、「政府ノ
解スル所ニ依レバ神社ハ宗教ニ非ズトシ……宗教団体法モ亦神
社ハ宗教ノ圈外ニ在ルモノト云フ建前ヲ採リ、神社ニ関シテは
何等触レル所ガナイ」とされ、「神社ト宗教トノ関係ニ就テ、

平沼首相ノ衆議院本会議ニ於ケル答弁「我國ニ於テハ惟神ノ道ハ絶対ノ道デアツテ、國民總テコレを遵奉セネバナラズモノデアル。之ニ違フ処ノ、之ト抵触スル所ノ教ヘノ存在ハ許サレナイ、併シ我ガ國ニ於テハ之ヲ宗教トセズ……」との政府見解は、明治以来の『神社非宗教論』の再確認となつたのである（高梨安曆『宗教団体法明解』、戸村政博編『靖国鬪争』「資料」参照）。

なお参考までに、戦後制定された「宗教法人令」の第一条において、「神社（神官ヲ含ム）」が挿入され、「宗教法人法」の第二条第一項に、「社拝の施設を備える神社」とされているのを報告させていただこう。歴史の流れとは言え、まさに隔世の感がある。この条項の内容上の差異は極めて重要である。前者すなわち、「神社神道」が宗教団体の枠外に公然と置かれた時代こそ、明治憲法体制下の、いわゆる宗教寛容の原則を公理とする神權天皇制国家の桎梏の時代であったのであり、後者すなわち「宗教法人令」、「宗教法人法」が制定されるに至つた時代こそ、「神社は宗教である」とされるに至つた日本国憲法体制即政教分離の原則が法制上初めて確立した自由の時代であるということである。

文の故に省略する。ただこの書面が戦後においてもカトリック教会の神社問題に対する基本的見解を示すかのように、神社側が引用していることを付記して置きたい。しかもカトリックの正式の反論はないのである。

四

ところで問題は、この“神社非宗教論”が法制上過去のもの

となつたにもかかわらず、その残滓が今日においても色濃く私たちの間に、その影を落としているということにある。すなわち、戦前・戦中のキリスト教界が、国家権力の宗教行政の下、「神社非宗教論」を公理として、プロテスタントにあつては、離国のキリスト者に対し、拭うことの出来ない罪に陥れたこと、またカトリックにあつては、上智大学神社参拝事件に典型的に表われているように、「神社非宗教論」を建前とする宗教行政に、カトリック教会が先取りした形で文部省に迎合し、事实上國家権力に屈服し、迫害回避のために自己に有利な解釈をするという驚くべき過誤をおかしたにもかかわらず、今日に至るも、なお根本的な悔改めの証言が十分には見られないことである。この上智大学神社参拝事件においてその核となつたカトリック教会の基本的発想が、「神社非宗教論」にあつたことは、田川大吉郎『国家と宗教』「第六章上智大学と同志社との事件」に詳しい。参考までにその一節を記せば、左の通りである。

上智大学の事件は、上智大学が、型の如く、神社に崇拜することを承認したので落着した。配属将校は、元通り配属せられて居る。上智大学が、これを承認した理由は、神社は宗教に非ず、従つて神社参拝は宗教的礼拝に非ざる由を得心したからである。

なお該事件を解決するために、カトリック教会から文部省に提出した書面および文部省からカトリック教会大司教への回答の内容を掲載すれば、事件の核心に触れることが出来るが、長

ト教は、この“神社非宗教論”をめぐって展開された深刻な課題を教会の責任問題として真剣に考え反省し、それを神と教会の名において責任的に解決しようとはしないという冷厳な事実が存在しているということである。そしてもしもこの状態が続くかぎり、私たちは大石義雄氏が主張しているように、戦前と戦後の相違の故に、必然的に経験せざるを得ない“断絶”という言葉の下に、この重大な問題を葬り去ってしまう、いな不問に付して顧みないと批判されても仕方がないのではないか（大石義雄氏の発言については、『津地鎮祭違憲訴訟』シリーズ「資料5」参照）。

ともあれ、私たちはこの“神社非宗教論”的論理が、戦後に
おいても払拭されていないばかりか、靖国神社問題、津地鎮祭
問題、山口県の中谷康子さんを原告とする自衛隊員合祀拒否問
題などを通して、戦前と全く同じ思惟構造があらわになつてい

ることを知らされているのである。いつたい」という考え方、すなわち、神社が宗教でないとか、純然たる宗教活動が習俗論の下に無視されたり、妻の固有の権利を公然と否定して公の名において人権の核である信教の自由を蹂躪して憚らない発想が、なぜ存在するのであらうか。いったいこのような矛盾極まる考え方はどこから起つて来るのであらうか。

五

言うまでもなく、その要因は、直接には過去における長い國家権力による宗教行政の結果から胚胎したことは万人の認めるところであろう。しかしここで改めて強調したいことは、戦後二十八年を経てなお「神社非宗教論」の縄縛から日本人が解き放たれないでいる理由の一つは「宗教」そのものについての正しい理解が私たちの間に浸透していないことにあるのではないかということである。その端的な例として、津地鎮祭違憲訴訟第二審名古屋判決の結果、敗訴した津側が、神職を主宰者とする神道式地鎮祭の執行が習俗ではなく宗教活動であると断定されたことを不服とし、上告したことを挙げることが出来よう。つまり、被告側の論旨の背景には、「神社非宗教論」が依然として根強く存在するわけで、その命題から脱却する道は、神道界が宗教そのものについて再認識される以外にはないはずである。この点について、当時、高柳信一氏が示唆に富んだ発言を

界自身が、「神社非宗教論」を隠れみのにして、迫害を回避したにもかかわらず、戦後は早く「神社は宗教である」という建前を当然視して憚らないからである。

ところで、「神社非宗教論」について詳述するのが直接の目的ではないので、以下今回の発題の趣旨に沿つて結論を急げ。

六

さて、結論の第一は、神社が宗教であることは、言うまでもなく通説となっていること。第二は、神社神道が宗教であるかどうかの問題は同時に、宗教とは何であるかの問題を真剣に研究する必要性を喚起させるであろうということ。なぜなら、明治以来の宗教行政の弊害については万人の認めるところであるが、しかしその淵源を考えれば、宗教界に大きな責任があつたことは明らかであること（この点について、拙論「神社非宗教論の歴史的系譜」（非売品）において、その背景を述べて置いた）。そして第三に、以上の歴史的反省に基づいて、キリスト教が本来の立場を鮮明に打ち出し、過去の悪弊を打破すること。すなわち、雑居的な信仰構造を持つ日本社会にあって、冠婚葬祭等の人生における通過儀礼が、いわゆるシンクレティズムの現象を露呈していくのは争われないにしても、啓示宗教を奉ずるキリスト教が、その本質を再確認し、宗教の本質をこの

されたことがあるので一読をお勧めしたい（『法学セミナー』四八・八、「座談会・精神的自由と政教分離——津地鎮祭違憲判決をめぐって」参照。なお『対話の中の聖書信仰』の中の拙論「現代日本における宗教と国家の問題——靖国神社問題と津地鎮祭違憲訴訟——」においても触れて置いた。宗教者の自戒として高柳氏の批判を受けとめる責任を強く覚えて記したが、基本的に高柳氏と同じである）。

もちろん神道界自身が敗戦後、新しい再出発の決意を表明したことは評価されねばならない（『神社本庁十年史』「本編・神社本庁設立以後」の「第一年史（昭和二十一年）」参照）が、なお丹念に当時の資料調べて見ると、神道界が危機的状況に直面し、「その社名、祭神などの変更を行ない、一宗教としての神社の再出発を図ることが、最良の方策であった」ことが暴露されるのであって、結局のところ、神道界にあっては、宗教の定義は時代の推移によつていかようにも変わり得るものであること、自己の利害得失の如何によって、その定義を変更する自由を持っているのではないかと疑われる（小林健三・照沼好文共著『招魂社成立史の研究』「第二編 終戦後の変容」参照）。つまり世界宗教としての内容、普遍宗教としての条件を具備していないということをいみじくあらわにしていふということである。

しかし大切なことは、神道界における自己矛盾を批判的に指摘するだけで事が済まないことである。すなわち、キリスト教

世に問うこと。このことは同時に、宗教者の現代的課題が何であるかを最も具体的な形で、私たち自身およびこの世に問い合わせることとなるはずである。言うまでもなく、宗教心と宗教学は峻別されねばならない。そしてここで言う宗教とは、文字通り、「神と人との交わり」を意味する。そして更に、キリスト教が本来的な宗教として、その「本質を最もよく示している」のは、「契約」概念である。そして最も厳密な意味で、「聖書の宗教は単なる唯一神教でなくて実に三一神教である」と言われる時、それはそのまま、神と人間との関係が、今日流行の「宗教的ゲットー」への逃避ではなくて、実に私たちの人生にあって、全人格的な関わりを持ち、全領域での神の前での真摯な生き方を問う宗教としての再認識を迫るはずである（『聖書辞典』岡田稔「宗教」の項、A・カイバー『カルヴァニズム』「宗教」などを参照）。

そしてこのことは、宗教があいまいな宗教心とは質を異にする以上、私たちに、制度としての教会の在り方およびその形成に不可欠の信条の作成・信仰告白の明確な提示を要求する宗教として、それに相応しい姿勢を根本的に問い直すであろう。ここに、先に記したような、時代の変遷とともに恣意的に宗教の定義を解釈することを拒否する世界宗教・普遍宗教としての具体的な責任と使命とが生まれるのであって、私たちが今日、この光榮ある作業を選び取ることによって、日本伝道への大きな幻が与えられ、同時に具体的な・責任ある発言の場をこの日本

社会に取得し得るであろう。

ここには、無責任な・抽象的な日本伝道論の介入を許さない教会の重き責任が伴うはずであり、この使命を忠実に果たすためにこそ、かつての罪責を徹底的に悔い改め、キリスト教が真正の宗教であることを、然り、「真正なる宗教のみが国家の基、文化の根底」であることを大胆に証ししなければならないのである(『日本基督改革派教会創立宣言』参照)。實に、私たちの責任と使命は重かつ大と言わねばならない。それゆえにこそ、私たちは、この悔改めによってのみ、この重き、困難な今日における福音宣教、すなわち、人間が存在するかぎり、永遠の問い合わせの救済の道を——然り、イエス・キリストの父なる神、唯一の生ける真の神にのみ、眞の存在の根拠と目標のあることを提示する宗教としての十分な要件を具備し得るであろう。とすれば、私たちは、日本伝道の前提としての有神論的人生觀・世界觀の確立をめざして、かつての罪を具体的な歴史の跡を学ぶことによって知り、悔い改め、その罪の赦しに基づいた教会の建設と日本伝道の業に全力を傾注しなければならない。

なぜ今日の教会がその託された高く聖なる責任と使命を十二分に發揮できないのであるか。私は少なくともその要因の一つに、あのペテロの体験——かつて主を否んだ使徒ペテロが復活の主による罪の赦しを与えられ、眞の愛に生かされ、更にペントコステにおいて聖靈に満され、遂に主のものとしての確信を得た。しかし、この悔改めによって知り、悔い改め、その罪の赦しに基づいた教会の建設と日本伝道の業に全力を傾注しなければならない。

ぎり、新たな希望は神より出るであろうことを確信せしめられるのである。その時、神学的・信仰的反省から生まれるものもろもろの良き業はすべて神から祝福されるであろう。

以上日本伝道の前提としての諸問題の一つ、「神社非宗教論」の問題点を中心に発題させていただいた次第である。率直な發言を諒とされるように。

なお、幾つかのご質問がありましたが、それらはすべて私の

与えられた——が欠如していることに思う。

現代に生きる教会がこの世俗社会の真直中につけて、一般国民がすでに、教会がかつて犯した神と人との前における拭い難い罪を忘れ去っていると錯覚しているとすれば、これほど愚かなことはない。否、かりにそのような事があったとしても、神は忘れ給うことはない。否、現実にはかつて内村鑑三が喝破したように、世人が教会を軽視するという形で、主権の神は日本キリスト教をさばき給うてある。どんな小さな罪でも罪は罪であると教える教界の指導者が、神の前にあって、隣人の永遠の生命を地獄におとしめたかつての大罪を忘れるとは許されないのである。私たちにして真美この厳しい神の前における「信仰の現実」を思わない者があれば呪われよ。教会の再出発がこの徹底的な悔改めなしには見出されないゆえんである。私たちが戦っている靖国神社法案反対運動も、この信仰による運動の展開であり、この線上にあって私自身日々苦闘しながら、祈っているのである。

さて最後に強調したい。それは、キリスト教が「真正の宗教」であることを、私たちが身をもって証言する時、この再生の道は神が先立ち備え給うであろうということである。しかし私たちが、とくに教界の指導者がその重き神の召しを痛感され、歩むに道をもつてしなければ、神は私たちを主の器として十分に用い給うことはないであろう。まことに、信仰の道は厳しくかつ狭い。しかしながら、この道を求めるに神の道をもつてするか

経験と学びの範囲を越えるものであり、それらに対する回答は今後に期したいと思います。同時に、拙ない発題に対し、過分の励ましおほめの言葉に対してもまだ感謝あるのみです。福音主義神学会が益々神に用いられますように祈つて、発題を終ります。

(日本基督改革派 東京教会長老)